

## 富士宮市有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 市が発行する刊行物及び印刷物のうち広告掲載が可能なもの

イ 市のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産として市長が指定したものの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告掲載者 広告掲載する者、法人又は団体をいう。

(広告仕様等)

第3条 広告掲載する広告は、社会的な信用性及び信頼性の高い物でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

(1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 意見広告

(6) 社会的な信用又は信頼に欠ける内容であると認められるもの

(7) 市の行政運営上支障があると認められるもの

(広告掲載者の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものについては、広告掲載者としなければならないものとする。

(1) 市税、使用料等に滞納があるもの

(2) 法令等に基づく必要な許可を受けることなく事業を行っているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載者として不相当であると認められるもの

(広告掲載者の責任等)

第5条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載者が負うものとする。

2 広告の原稿作成に係る費用は、広告掲載者が負担するものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告を掲載する広告媒体の種類に応じ、市長が別に定める。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、当該掲載に係る広告媒体の種類、位置及び規格、掲載する期間、広告の効果並びに類似する広告の市場価格等を考慮し、当該広告媒体の種類に応じ、市長が別に定める。

(広告掲載の手続)

第8条 市長は、広告掲載する広告媒体ごとに広告掲載希望者を募集するものとする。

2 広告掲載を希望する者は、富士宮市有料広告掲載申込書（第1号様式）により市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定し、富士宮市有料広告掲載（不掲載）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第9条 同一の広告媒体について、広告掲載希望者が複数ある場合は、次の各号の順序により、広告掲載の可否を決定する。

(1) 公共団体、公社、公益法人その他これらに類するものに係る広告

(2) 公益性のある企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告

(3) 前号に掲げるもの以外で、市内に事業所等を有するものに係る広告

(掲載決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条第2項各号又は第4条各号に該当する事実が判明したとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載者が指示された原稿等の提出をしなかったとき又は広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告内容にある実態が変更され、又は消滅したとき。

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、富士宮市有料広告掲載決定取消通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第11条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。